第112期定時株主総会
招集ご通知

あきぎん

日　時　　平成27年６月26日（金曜日）
午前10時

場　所　　秋田市山王三丁目２番１号
当行本店10階大会議室

目次

第112期定時株主総会招集ご通知…… 1
(添付書類)
事業報告…… 2
計算書類…… 28
連結計算書類…… 31
監査報告書…… 33
(株主総会参考書類)
第１号議案　剰余金の処分の件…… 36
第２号議案　取締役11名選任の件…… 37
株主総会会場ご案内略図

株式会社　秋 田 銀 行

証券コード 8343
平成27年６月５日

株 主 各 位

秋田市山王三丁目２番１号
株式会社 **秋 田 銀 行**
取締役頭取 湊 屋 隆 夫

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当行第112期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１　日　　時　平成27年６月26日（金曜日）　午前10時
２　場　　所　秋田市山王三丁目２番１号
　当行本店10階大会議室（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
３　株主総会の目的事項
　報告事項　１　第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　２　第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役11名選任の件

（以　上）

□　**お願い**
　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主１名に限るとさせていただきます。）
□　**お知らせ**
　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表、連結株主資本等変動計算書および連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
　株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。
　当行ホームページ（http://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm）

添　付　書　類

第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告

１　当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

ａ　当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

イ　当行の主要な事業内容

本店ほか支店95か店、出張所１か店、計97か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

ロ　金融経済環境

○国内経済環境

平成26年度の国内経済は、年度前半、消費税率引き上げにともなう駆け込み需要の反動から個人消費が大きく落ち込んだほか、輸出も伸び悩むなど、景気回復の動きに足踏み感がみられました。年度後半は、個人消費に弱さがみられたものの、好調な米国経済を背景に輸出が堅調に推移したほか、企業の生産活動にも改善の兆しがみられるなど、景気は緩やかな回復基調を維持しました。この間、企業収益は製造業を中心に改善傾向にありましたが、設備投資は企業の慎重姿勢が続き、概ね横這いで推移しました。なお、雇用・所得環境は、改善の動きが続きました。

○県内経済環境

当行の中心的な営業基盤である秋田県の県内経済は、年度前半、国内経済と同様に景気回復の動きに足踏み感がみられました。年度後半も、個人消費は弱い動きが続いたほか、企業の生産活動も横這いで推移するなど、景気は足踏み状態が続きました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイスは、スマートフォンや車載向けの部品需要が増加し、高水準の生産を保ちましたが、機械金属、木材などは弱含みで推移しました。需要面では、公共工事が概ね堅調に推移したものの、住宅着工は駆け込み需要の反動減が続きました。また、商況は、大型小売店販売は底堅く推移しましたが、自動車販売は駆け込み需要の反動から大幅に減少し、弱い動きを辿りました。

○金融環境

金融面では、日本銀行による「量的・質的金融緩和」の継続等により、短期金利は0.1%を下回る低水準で安定的に推移しました。また、長期金利は金融緩和政策の拡大にともない概ね低下基調が続きました。一方、日経平均株価は、投資家心理の悪化により一時的に14,000円を下回る場面がみられましたが、国内景気や企業業績の回復期待などから、平成27年３月には15年ぶりに19,000円台を回復しました。また、為替相場は、日本銀行の大規模な金融緩和が継続するとの見方に対して、米国は金融緩和政策の出口に向かうなど、日米の金融政策スタンスの違いが意識され、一時1㌦＝122円台まで円安が進行しました。

ハ　事業の経過及び成果

以上のような経営環境のもと、平成25年度からスタートした中期経営計画「あきぎん＜しんか[3]（キューブ）＞プロジェクト」で掲げた、①「お客様との取引の『深化』による収益基盤の確立」、②「一人ひとりが『真価』を発揮する組織の構築」、③「『新価』の創造による地域発展への貢献」の３つの重点方針に基づき、各種施策に取り組んだ結果、次のような業績となりました。

○総 預 金

個人および法人からの預金が増加したことから、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比654億円増加し、２兆5,607億円となりました。

期中平均残高は、前期比608億円増加し、２兆5,054億円（譲渡性預金を含む。）となりました。

○預り資産

預り資産の残高は、投資信託および生命保険の販売が増加したことから、前期末比67億円増加し、2,297億円となりました。

○貸 出 金

事業先、個人、地方公共団体向け貸出金が増加したことにより、貸出金の期末残高は前期末比529億円増加し、１兆5,492億円となりました。

期中平均残高は、前期比546億円増加し、１兆4,947億円となりました。

○有価証券

期末残高は、前期末比266億円増加し、１兆276億円となりました。

期中平均残高は、前期比366億円増加し、9,975億円となりました。

○損　　益

経常収益は、株式等売却益の増加や役務取引等収益の増加等により、前期比29億６千６百万円増収の427億５千１百万円となりました。経常費用は、資金調達費用の増加等により、前期比８億１千８百万円増加し317億３千７百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比21億４千８百万円増益の110億１千３百万円となりました。なお、当期純利益は前期比５億２千万円増益の67億６百万円となり、過去最高益を計上いたしました。

○法人向け商品・サービス

法人部門におきましては、地元企業の皆さまの良きパートナーとして、多様なニーズにお応えできるよう努めるとともに、地域活性化や地域社会の発展に取り組むべく様々な施策を実施しております。

海外分野におきましては、昨年の「インドネシア・ベトナム経済交流ミッション」に引き続き「台湾・フィリピン経済交流ミッション」を実施いたしました。本ミッションでは当行の業務提携先である現地金融機関が持つネットワークを活用し、個別商談会や市場セミナーの実施など、お取引先の販路拡大に向けた活動を行っております。

また、今後の成長が見込まれる医療・福祉関連の分野では、複数の医療コンサルタントと業務提携し、医療関連ビジネスへのサポート体制を構築しているほか、雇用の創出に資する健康医療事業者の支援を目的とした「地域ヘルスケア産業支援ファンド」に対する出資を行っております。本ファンドでは、事業の成長に必要な資金の提供のみならず、ファンドが有する健康関連事業に精通した経営人材を活用することで、新たなヘルスケア産業の創出を目指しております。

アグリビジネス分野では、行内に「アグリビジネス推進室」を設置し、秋田県農業の振興に積極的に対応しております。具体的には、農業関連事業者を対象に「あきたアグリビジネス研究会」を設立し、事業規模拡大、経営の多角化、６次産業化による会員の経営発展を支援しているほか、稲作、畜産、園芸作物、女性農業者などをテーマとした定例会を実施し、情報提供や意見交換の場を設けております。

加えて、秋田県産業界での女性のさらなる活躍を支援するため、「女性創業者応援ローン『Ｂｉｚこまち』」の取扱いを開始したほか、秋田県信用保証協会の創業支援チームと連携することで、具体的な経営相談や経営指導など総合的なサポートを実施し、女性による新しい視点でのビジネス展開の支援を行っております。

当行では、今後も様々な観点から産業の育成・支援を通じ、当行の経営理念である「地域共栄」の実践に努めてまいります。

○個人向け商品・サービス

個人部門におきましては、子育てしやすいまちづくりと定住人口の確保に向け、「子育て支援および定住促進に関する覚書」を県内自治体と順次締結し、これに基づいた「住宅ローン子育て支援特別金利」を導入しております。同時に、県内で増加する空き家の解体をサポートする「空き家解体ローン」や、子育て環境の充実をはかる「子育て世帯応援ローン」の取扱いを県内自治体との連携のもとで開始するなど、「住みよい社会づくり・地域づくり」の実現に向けた取組みについても強化しております。

また、９月にはインターネット専用支店「あきぎんこまち支店」を開設しております。インターネットを通じたお取引により、当行店舗にご来店いただくことなく預金口座が開設可能となり、様々なサービスを24時間、便利にご利用いただけます。加えて、あきぎんこまち支店オリジナルデザインのキャッシュカードを発行しているほか、一定回数まで当行ＡＴＭ時間外手数料およびコンビニ等ＡＴＭ利用手数料が無料となっております。

当行では、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えできるようサービスの向上に努めてまいります。

○店舗・ＡＴＭ

店舗関連では、角館支店を新築移転し営業を開始しております。店舗の外観は、武家屋敷、町屋、蔵など、角館地区の町並みに調和したデザインとしたほか、情報コーナーを設け、観光客向けのビデオ放映や観光パンフレットの設置などを実施しております。あわせて、敷地内のポケットパークには、仙北市が運営するデマンド型乗合タクシーの停留所を設置し、お客さまの利便性を向上するよう努めております。

ＡＴＭにおきましては、当行キャッシュカードによるコンビニＡＴＭのご利用可能時間を延長し24時間ご利用いただくことが可能となりました。これにより、当行のキャッシュカードをお持ちのお客さまは、全国のコンビニエンスストアに設置されている、約44,500台のＡＴＭでのお取引を24時間ご利用いただけるようになりました。

○地域産業育成の取組み

再生可能エネルギーの分野におきましては、太陽光発電事業・風力発電事業を中心に案件組成支援、融資支援等に取り組んでまいりました。また、県内における送電網の整備・貸与を目的に設立された秋田送電株式会社に出資参加したほか、将来的な洋上風力発電事業を見据えたインフラ整備も視野に入れて取組みを強化しております。

事業承継におきましては、「あきた地域活性化支援ファンド２号」の活用によるお取引先の事業継続支援に取り組んだほか、後継者不在などにより事業継続が困難なお取引先に対しましては外部機関との連携によるM＆Ａのご提案を行いました。

○ＣＳＲ活動

ＣＳＲへの取組みにおきましては、2015年を高齢化社会への対応元年として位置づけ、「あきぎんエイジフレンドリーバンク宣言」を制定し、高齢者の皆さまが長「生き」することの応援はもちろんのこと、活動的に長「活き」していただくことを応援する銀行を目指すことを宣言いたしました。高齢化の進む秋田において、高齢者の皆さまの活躍が地域の発展に大きく貢献するものと考え、宣言に基づく諸施策に取り組んでまいります。

また、10月に行われた「第29回国民文化祭」では、開会式をはじめ会期中に県内各地で実施された事業に当行行員がボランティアスタッフとして参加し、運営に協力いたしました。

このほかにも、特殊詐欺被害等の未然防止への取組みを強化すべく、県内３金融機関とともに秋田県警察と「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」を締結しております。

○資本政策

資本政策におきましては、株主の皆さまへの利益還元をはかるため、自己株式の取得および消却を実施いたしました。

b　当行が対処すべき課題

中期経営計画「あきぎん＜しんか³＞プロジェクト～期待を超える価値を提供しつづける銀行へ～」がスタートして、２年が経過いたしました。

計画２年目となる平成26年度は、すでに中間期において総貸出残高で最終年度目標を上回る実績を確保したほか、収益面でも計画を上回る水準を維持するなど、これまでの取組みが一定の成果をあげております。しかしながら、国内経済が景気回復基調を維持している一方で、景気回復の動きが地域経済へ浸透するにはまだ時間を要しており、地域に根ざす金融機関として、県内産業力の強化に一層のリーダーシップを発揮し、強固な経営基盤の確立に向けた取組みを加速しなければならないと認識しております。

平成27年度は中期経営計画の最終年度であり、引き続き経営計画に定める諸施策を着実に実行し、成果をあげていくことで、企業価値の向上をはかってまいります。また、地域金融機関の使命である、地域経済の活性化や地域社会の発展にいっそう取組み、経営理念である「地域共栄」を実践できるよう、役職員一丸となって全力を尽くしてまいりますので、皆さまの一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金	22,857	22,734	23,634	24,397
定期性預金	10,909	10,526	10,793	11,305
その他	11,947	12,207	12,841	13,091
貸出金	14,472	14,376	14,963	15,492
個人向け	3,304	3,344	3,442	3,510
中小企業向け	4,869	4,641	4,656	4,811
その他	6,298	6,390	6,864	7,170
商品有価証券	0	0	0	0
有価証券	9,360	8,733	10,010	10,276
国債	4,097	3,302	4,032	3,881
その他	5,262	5,430	5,977	6,395
総資産	25,893	25,940	27,645	28,738
内国為替取扱高	119,168	122,276	124,160	131,265
外国為替取扱高	百万ドル 1,453	百万ドル 1,552	百万ドル 1,314	百万ドル 1,122
経常利益	百万円 7,088	百万円 6,118	百万円 8,865	百万円 11,013
当期純利益	百万円 3,347	百万円 3,429	百万円 6,186	百万円 6,706
1株当たり当期純利益	円 銭 17.58	円 銭 18.14	円 銭 32.91	円 銭 36.14

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,409人	1,423人
平均年齢	38年 7月	38年 6月
平均勤続年数	16年 2月	16年 3月
平均給与月額	380千円	384千円

(注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成27年３月中（前年度は平成26年３月中）の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
秋田県	82店	うち出張所 (1)	82店	うち出張所 (1)
北海道	2	(—)	2	(—)
青森県	3	(—)	3	(—)
岩手県	1	(—)	1	(—)
宮城県	2	(—)	2	(—)
福島県	5	(—)	5	(—)
新潟県	1	(—)	1	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
合計	97	(1)	97	(1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を176か所（前年度末171か所）設置しております。
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を79か所および株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を176か所それぞれ設置しております。

ロ　当年度新設営業所

営業所名	所在地
あきぎんこまち支店（インターネット支店）	秋田市旭北錦町１番42号

(注) 上記のほか、秋田支店（秋田市）を大町支店（秋田市）に統合いたしました。
なお、店舗外現金自動設備については、湯沢支店湯沢市役所出張所、山王支店いとく川尻店出張所、本荘東支店グランマート一番堰店出張所、天王支店テラタ天王店出張所、大町支店大町五丁目出張所の５か所を新設いたしました。また、廃止した店舗外現金自動設備は該当ありません。

ハ　銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,357

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
店舗の新築・改修、設備更新	604
ソフトウェアの導入・更新	1,199
事務機器等の新設・更新	439
現金自動受払機の更新	37

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
㈱秋銀ビジネスサービス	秋田市山王三丁目2番1号	現金精査・整理業務	昭和56年 1月16日	30百万円	100.00%	
㈱秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リ　ー　ス　業　務	昭和50年 5月29日	50	5.00	
㈱秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保　証　業　務	昭和54年 10月3日	420	98.04	
㈱秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カ　ー　ド　業　務	昭和61年 4月2日	50	5.00	
㈱秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カ　ー　ド　業　務	平成2年 8月8日	50	5.00	

(注) 1. ㈱秋銀ビジネスサービスは、平成27年3月31日をもって解散し、現在清算手続き中であります。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1　地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

2　地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4　株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。

5　株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

6　株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

7　株式会社りそな銀行、株式会社サークルＫサンクスおよび株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイムＡＴＭ）により、秋田県内のコンビニエンスストア等の店舗内に設置した、現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湊　屋　隆　夫	取締役頭取 (代表取締役)　監査部担当		
佐々木　忠　夫	専務取締役　秘書室、経営企画部 (代表取締役)　およびコンプライアンス統括部担当		
新　谷　明　弘	専務取締役　経営管理部、証券国際部、市場運用部 (代表取締役)　および東京事務所担当		
東海林　利　夫	常務取締役　事務本部長 事務本部および審査部担当		
西　村　典　剛	常務取締役　営業本部長 営業本部担当		
佐々木　利　幸	取締役　執行役員経営企画部長兼広報ＣＳＲ室長		
小　野　秀　人	取締役　執行役員経営管理部長		
工　藤　孝　徳	取締役　執行役員審査部長兼企業経営支援室長		
高　田　眞　千	取締役　執行役員営業副本部長		
渡　邉　靖　彦	取締役　(社外)	秋田中央交通株式会社 代表取締役社長 秋田中央トランスポート 株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭	
豊　口　祐　一	取締役　(社外)	豊口法律事務所所長	
佐　藤　隆　夫	常勤監査役		
大　渕　宏　見	常勤監査役		
西　村　紀一郎	監査役　(社外)	株式会社山二 代表取締役社長 山二施設工業株式会社 代表取締役 山二建設資材株式会社 代表取締役	
北　嶋　　正	監査役　(社外)	株式会社イヤタカ 代表取締役社長 株式会社プロデュース・プロ 代表取締役会長	

（注）1. 取締役渡邉靖彦および豊口祐一の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西村紀一郎および北嶋正の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役豊口祐一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

当行の役員報酬は、株主総会決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で、役名・在任期間をもとに、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しております。

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報酬等
取締役	12名	162　(35)
監査役	6名	38
計	18名	200　(35)

（注）1. 上記の取締役の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円および株式報酬型ストック・オプション報酬額15百万円を含めており、それらを（　）内書きしております。また、上記取締役および監査役の支給人数および報酬等の金額には、平成26年６月27日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した３名分（取締役１名、監査役２名）を含めております。
2. 平成18年６月29日開催の第103期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、取締役が年額173百万円、監査役が年額50百万円であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成21年６月26日開催の第106期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、年額30百万円であります。
3. 上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬47百万円を支給しております。

3　社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
渡　邉　靖　彦	秋田中央交通株式会社代表取締役社長 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭
豊　口　祐　一	豊口法律事務所所長
西　村　紀一郎	株式会社山二代表取締役社長 山二施設工業株式会社代表取締役 山二建設資材株式会社代表取締役
北　嶋　正	株式会社イヤタカ代表取締役社長 株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長

（注）1.「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。
2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役　渡邉　靖彦	13年９か月	当期開催の取締役会14回中12回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
取締役　豊口　祐一	９か月	取締役または監査役として、当期開催の取締役会14回全てに出席、監査役退任までの当期開催の監査役会５回全てに出席	弁護士としての立場から発言を行っております。
監査役　西村紀一郎	２年９か月	当期開催の取締役会14回中９回出席、監査役会17回中16回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
監査役　北嶋　　正	９か月	就任後開催の取締役会11回、監査役会12回全てに出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。

(注) 豊口祐一氏は、第111期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に就任しております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第１項に規定する社外取締役および社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である渡邉靖彦および豊口祐一の両氏、ならびに社外監査役である西村紀一郎および北嶋正の両氏と、同法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	10（0）	―

(注) 上記の報酬等の金額には、当事業年度の社外取締役に対する役員賞与引当金繰入額70万円を含めており、それを（ ）内書きしております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4　当行の株式に関する事項

(1) 株　　式　　数　　発行可能株式総数　　687,455千株
発行済株式の総数　　186,936千株

（注）　株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　10,111名

(3) 大　　株　　主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	8,046千株	4.34%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,492	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,292	3.39
日本生命保険相互会社	6,251	3.37
秋田銀行職員持株会	5,710	3.08
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人シティバンク銀行株式会社）	4,406	2.37
住友生命保険相互会社	3,447	1.86
東京海上日動火災保険株式会社	3,321	1.79
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,969	1.60
三井住友海上火災保険株式会社	2,928	1.57

（注）1.　持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2.　持株比率は自己株式（1,618,665株）を控除して算出しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得状況)

平成26年７月30日開催の取締役会において決議した自己株式の取得について、同決議に基づき取得した自己株式の当期の取得状況は以下のとおりであります。

a　取得した株式の総数
　3,006,000株

b　株式の取得価額の総額
　877,752,000円

(参考)

上記取締役会での決議内容

取得する株式の種類
　当行普通株式

取得する株式の総数
　3,200,000株（上限）

株式の取得価額の総額
　960,000,000円（上限）

取得日
　平成26年８月１日

(従業員持株会信託型ＥＳＯＰ)

当行は、平成23年３月22日開催の取締役会決議に基づき、当行従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」を導入しております。

5　当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 （社外役員を除く）	①　名称 株式会社秋田銀行第１回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成21年７月31日 ③　新株予約権の数 173個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式17,300株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成21年８月１日から平成51年７月31日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	４名
	①　名称 株式会社秋田銀行第２回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成22年７月30日 ③　新株予約権の数 249個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式24,900株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成22年７月31日から平成52年７月30日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	５名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称 株式会社秋田銀行第３回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成23年７月29日 ③ 新株予約権の数 408個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式40,800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成23年７月30日から平成53年７月29日まで ⑥ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	５名
	① 名称 株式会社秋田銀行第４回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成24年７月31日 ③ 新株予約権の数 419個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式41,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成24年８月１日から平成54年７月31日まで ⑥ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	５名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 （社外役員を除く）	①　名称 株式会社秋田銀行第５回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成25年７月31日 ③　新株予約権の数 669個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式66,900株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成25年７月30日から平成55年７月29日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	８名
	①　名称 株式会社秋田銀行第６回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成26年７月31日 ③　新株予約権の数 571個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式57,100株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成26年８月１日から平成56年７月31日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	９名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　根津　昌史 指定有限責任社員　髙橋　和典 指定有限責任社員　黒木　賢治	56	(非監査業務の内容) ・システムリスク管理態勢調査業務 ・外国口座税務コンプライアンス法導入に向けた体制整備支援

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
2. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は61百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

当行では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断した場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行うことを方針として定めております。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

8　業務の適正を確保する体制

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a　取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。

b　取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。

c　コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・担当者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。

d　コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を３か月に１回以上、取締役会、監査役に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役は、その結果を取締役会へ報告する。

e　当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。この体制には、コンプライアンス相談窓口のほか、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる「あきぎんヘルプライン」も含む。

f　当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会等の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a　当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。

b　リスク管理に関する統括部門として、経営企画部内にリスク統括室を設置する。

c　各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a　当行の長期的安定成長をはかるため、原則として３か年ごとに向こう３営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。

b　経営計画は取締役会において決定し、決定された経営計画は行内に周知する。

c　経営計画の進捗状況については、３か月に１回取締役会に対して報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告に基づいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。

d　各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を構築する。なお、効率的な業務体制構築にあたっては、職制および分掌規程に基づき職務の分担を定める。

(5) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a　当行およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。

b　経営企画部を担当する取締役は、グループ会社の営業活動および経営状況について、３か月に１回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。

c　監査部は、グループ各社に対する内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査役に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。

d　コンプライアンス統括部および経営管理部に「あきぎんヘルプライン」窓口を設置し、グループ各社職員による法令違反の疑義ある行為等の通報を可能とし、通報を受けた窓口はただちに通報事項を所管する取締役に対して報告を行う。

e　当行およびグループ各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

a　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の意向を尊重し当行の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

b　監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当行および当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談窓口」または「あきぎんヘルプライン」による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a　監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行う。

b　監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。

9　会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10　その他

該当事項はありません。

第112期末（平成27年３月31日現在）　貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**232,939**	**預金**	**2,439,744**
現金	34,630	当座預金	117,370
預け金	198,309	普通預金	1,103,371
コールローン	**30,406**	貯蓄預金	40,109
買入金銭債権	**8,032**	通知預金	9,585
商品有価証券	**5**	定期預金	1,130,535
商品国債	5	定期積金	22
金銭の信託	**8**	その他の預金	38,749
有価証券	**1,027,662**	**譲渡性預金**	**121,024**
国債	388,154	**コールマネー**	**16,703**
地方債	56,685	**債券貸借取引受入担保金**	**64,884**
社債	338,199	**借用金**	**22,662**
株式	63,262	借入金	22,662
その他の証券	181,359	**外国為替**	**34**
貸出金	**1,549,215**	売渡外国為替	33
割引手形	6,368	未払外国為替	0
手形貸付	50,921	**その他負債**	**11,584**
証書貸付	1,339,667	未決済為替	68
当座貸越	152,258	未払法人税等	1,277
外国為替	**3,236**	未払費用	2,095
外国他店預け	3,235	前受収益	727
外国為替買入	1	給付補填備金	0
その他資産	**4,056**	先物取引差金勘定	29
未決済為替	6	金融派生商品	4,992
前払費用	2	リース債務	172
未収収益	2,488	その他の負債	2,222
先物取引差金勘定	71	**役員賞与引当金**	**20**
金融派生商品	251	**退職給付引当金**	**6,939**
その他の資産	1,236	**睡眠預金払戻損失引当金**	**584**
有形固定資産	**20,866**	**偶発損失引当金**	**563**
建物	8,234	**繰延税金負債**	**13,171**
土地	10,947	**再評価に係る繰延税金負債**	**1,783**
リース資産	62	**支払承諾**	**7,266**
建設仮勘定	1	**負債の部合計**	**2,706,968**
その他の有形固定資産	1,620	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**1,718**	**資本金**	**14,100**
ソフトウェア	1,412	**資本剰余金**	**6,268**
リース資産	99	資本準備金	6,268
その他の無形固定資産	206	**利益剰余金**	**105,297**
前払費用	**4,880**	利益準備金	14,100
未収収益	**7,266**	その他利益剰余金	91,196
繰延税金資産	**△16,468**	固定資産圧縮積立金	215
投資損失引当金	**△0**	別途積立金	83,311
		繰越利益剰余金	7,669
		自己株式	**△593**
		株主資本合計	**125,073**
		その他有価証券評価差額金	**40,759**
		繰延ヘッジ損益	**△2,113**
		土地再評価差額金	**3,075**
		評価・換算差額等合計	**41,721**
		新株予約権	**62**
		純資産の部合計	**166,857**
資産の部合計	**2,873,825**	**負債及び純資産の部合計**	**2,873,825**

第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**42,751**
資金運用収益	**31,030**	
貸出金利息	19,702	
有価証券利息配当金	10,819	
コールローン利息	358	
預け金利息	84	
金利スワップ受入利息	10	
その他の受入利息	55	
役務取引等収益	**6,024**	
受入為替手数料	1,805	
その他の役務収益	4,219	
その他業務収益	**1,563**	
外国為替売買益	203	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	1,352	
金融派生商品収益	7	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**4,131**	
貸倒引当金戻入益	894	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	2,536	
金銭の信託運用益	166	
その他の経常収益	533	
経常費用		**31,737**
資金調達費用	**2,481**	
預金利息	1,284	
譲渡性預金利息	127	
コールマネー利息	74	
債券貸借取引支払利息	42	
借用金利息	18	
金利スワップ支払利息	764	
その他の支払利息	168	
役務取引等費用	**2,629**	
支払為替手数料	288	
その他の役務費用	2,340	
その他業務費用	**1,138**	
国債等債券売却損	393	
国債等債券償還損	744	
営業経費	**24,784**	
その他経常費用	**703**	
貸出金償却	6	
株式等売却損	63	
株式等償却	117	
その他の経常費用	516	
経常利益		**11,013**

（単位：百万円）

科目	金額	
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**363**
固定資産処分損	244	
減損損失	118	
税引前当期純利益		**10,651**
法人税、住民税及び事業税	**2,290**	
法人税等調整額	**1,655**	
法人税等合計		**3,945**
当期純利益		**6,706**

（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	233,046	預金	2,436,793
コールローン及び買入手形	30,406	譲渡性預金	117,324
買入金銭債権	8,032	コールマネー及び売渡手形	16,703
商品有価証券	5	債券貸借取引受入担保金	64,884
金銭の信託	8	借用金	26,198
有価証券	1,027,820	外国為替	34
貸出金	1,545,393	その他負債	16,286
外国為替	3,236	役員賞与引当金	20
その他資産	19,024	退職給付に係る負債	7,995
有形固定資産	21,137	役員退職慰労引当金	25
建物	8,244	睡眠預金払戻損失引当金	584
土地	10,947	偶発損失引当金	563
建設仮勘定	1	繰延税金負債	12,715
その他の有形固定資産	1,944	再評価に係る繰延税金負債	1,783
無形固定資産	1,748	支払承諾	7,266
ソフトウェア	1,507	負債の部合計	2,709,177
その他の無形固定資産	240	（純資産の部）	
退職給付に係る資産	4,333	資本金	14,100
繰延税金資産	161	資本剰余金	6,271
支払承諾見返	7,266	利益剰余金	108,129
貸倒引当金	△17,998	自己株式	△593
投資損失引当金	△0	株主資本合計	127,909
		その他有価証券評価差額金	40,802
		繰延ヘッジ損益	△2,113
		土地再評価差額金	3,075
		退職給付に係る調整累計額	△1,061
		その他の包括利益累計額合計	40,702
		新株予約権	62
		少数株主持分	5,770
		純資産の部合計	174,444
資産の部合計	2,883,621	負債及び純資産の部合計	2,883,621

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**48,061**
資金運用収益	**31,133**	
貸出金利息	19,777	
有価証券利息配当金	10,827	
コールローン利息及び買入手形利息	358	
預け金利息	98	
その他の受入利息	70	
役務取引等収益	**6,820**	
その他業務収益	**6,023**	
その他経常収益	**4,082**	
貸倒引当金戻入益	843	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	3,238	
経常費用		**36,415**
資金調達費用	**2,507**	
預金利息	1,284	
譲渡性預金利息	126	
コールマネー利息及び売渡手形利息	74	
債券貸借取引支払利息	42	
借用金利息	46	
その他の支払利息	933	
役務取引等費用	**2,259**	
その他業務費用	**5,260**	
営業経費	**25,536**	
その他経常費用	**851**	
その他の経常費用	851	
経常利益		**11,645**
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**363**
固定資産処分損	245	
減損損失	118	
税金等調整前当期純利益		**11,283**
法人税、住民税及び事業税	**2,521**	
法人税等調整額	**1,683**	
法人税等合計		**4,204**
少数株主損益調整前当期純利益		**7,079**
少数株主利益		**162**
当期純利益		**6,916**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社　秋田銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　津　昌　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　和　典　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒　木　賢　治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社　秋田銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　根　津　昌　史　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　橋　和　典　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　黒　木　賢　治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

株式会社　秋田銀行　監査役会

監　査　役（常勤）	佐　藤　隆　夫	㊞
監　査　役（常勤）	大　渕　宏　見	㊞
監　査　役	西　村　紀一郎	㊞
監　査　役	北　嶋　　正	㊞

（注）監査役 西村紀一郎および監査役 北嶋正は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

（以　上）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１　期末配当に関する事項

第112期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金３円

総額555,953,322円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、１株につき金６円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月29日

２　別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	5,000,000,000円

第２号議案　取締役11名選任の件

現任の取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取　締　役　候　補　者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
1	湊屋隆夫（みなとや たかお） （昭和26年９月25日）	昭和50年４月　当銀行入行 平成９年６月　同　本店営業部次長兼外国為替課長 平成11年２月　同　仙台支店長 平成13年６月　同　取締役審査部長兼企業経営支援室長 平成17年６月　同　取締役執行役員営業本部長兼営業支援部長 平成19年６月　同　常務取締役 平成21年６月　同　代表取締役専務 平成23年６月　同　代表取締役専務営業本部長 平成25年６月　同　代表取締役頭取（現任）	32,402株
2	新谷明弘（あらや あきひろ） （昭和30年２月９日）	昭和52年４月　当銀行入行 平成11年４月　同　人事部次長 平成14年３月　同　県庁支店長 平成17年６月　同　執行役員本店営業部長 平成19年６月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報室長 平成22年４月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長 平成22年５月　同　常務取締役経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長 平成22年６月　同　常務取締役経営企画部長兼広報室長 平成23年６月　同　常務取締役事務本部長 平成25年６月　同　代表取締役専務（現任）	25,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
3	東海林（しょうじ） 利夫（としお） (昭和30年1月5日)	昭和52年４月　当銀行入行 平成12年３月　同　営業統括部次長 平成14年３月　同　横手支店長 平成17年６月　同　県庁支店長 平成19年６月　同　執行役員経営管理部長 平成21年６月　同　取締役執行役員経営管理部長 平成22年６月　同　取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長 平成23年６月　同　常務取締役 平成25年６月　同　常務取締役事務本部長（現任）	16,000株
4	佐々木（ささき） 利幸（としゆき） (昭和34年5月16日)	昭和57年４月　当銀行入行 平成12年３月　同　営業統括部部長代理 平成16年３月　同　秋田支店長 平成18年６月　同　郡山支店長 平成21年６月　同　東京支店長兼東京事務所長 平成23年６月　同　執行役員本店営業部長 平成25年６月　同　取締役執行役員本店営業部長 平成26年６月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報ＣＳＲ室長（現任）	16,000株
5	高田（たかだ） 眞千（まさゆき） (昭和33年10月24日)	昭和57年４月　当銀行入行 平成19年３月　同　牛島支店長 平成21年６月　同　郡山支店長 平成23年６月　同　東京支店長兼東京事務所長 平成24年６月　同　執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成25年６月　同　執行役員地区統括役員（雄平地区） 平成26年６月　同　取締役執行役員営業副本部長（現任）	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
6	渡邉 靖彦 (昭和14年5月12日)	昭和48年 5 月　秋田中央交通株式会社代表取締役社長（現任） 昭和54年 6 月　株式会社秋田中央観光社（現　秋田中央交通株式会社）代表取締役会長 昭和54年12月　当銀行監査役 平成 7 年 8 月　秋田商工会議所副会頭 平成13年 6 月　当銀行取締役（現任） 平成16年10月　秋田中央トランスポート株式会社代表取締役社長 平成16年11月　秋田商工会議所会頭 平成22年 9 月　秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長（現任） 平成26年 1 月　秋田商工会議所名誉会頭（現任）	365,552株
7	豊口 祐一 (昭和15年11月25日)	昭和47年 4 月　弁護士登録 昭和48年 8 月　豊口法律事務所所長（現任） 昭和48年10月　秋田家裁・秋田簡裁調停委員 昭和62年 7 月　秋田県収用委員会会長 平成元年 3 月　秋田弁護士会会長 平成元年 4 月　日本弁護士連合会理事 平成元年 5 月　東北弁護士連合会副会長 平成17年 6 月　当銀行監査役 平成26年 6 月　当銀行取締役（現任）	14,000株
8 (新任)	諸橋 正弘 (昭和22年4月22日)	昭和57年 9 月　秋田酒類製造株式会社入社 平成 8 年 9 月　同　常務取締役営業部長 平成13年 8 月　同　代表取締役社長 平成24年 8 月　同　非常勤取締役（現任）	39,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
9	小野 秀人 (昭和34年3月26日)	昭和57年４月　当銀行入行 平成12年４月　同　人事部部長代理 平成16年４月　同　福島支店長 平成18年６月　同　土崎エリア統括土崎支店長 平成21年６月　同　仙台支店長 平成23年６月　同　執行役員事務統括部長 平成25年６月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報ＣＳＲ室長 平成26年６月　同　取締役執行役員経営管理部長（現任）	19,000株
10	工藤 孝徳 (昭和36年1月22日)	昭和58年４月　当銀行入行 平成17年４月　同　経営企画部次長 平成18年４月　同　新潟支店長 平成20年６月　同　証券国際部長 平成22年６月　同　証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長 平成23年６月　同　執行役員経営企画部長兼広報ＣＳＲ室長 平成25年６月　同　取締役執行役員営業副本部長兼地域サポート部長 平成26年６月　同　取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長（現任）	10,000株
11 (新任)	木村 仁 (昭和34年5月15日)	昭和57年４月　当銀行入行 平成16年７月　同　経営管理部部長代理 平成20年４月　同　二ツ井支店長 平成22年６月　同　横手支店長 平成24年６月　同　執行役員地区統括役員（雄平地区） 平成25年６月　同　執行役員大館支店長 平成26年７月　同　執行役員大館・比内エリア統括大館支店長（現任）	5,000株

（注）1. 渡邉靖彦氏は、秋田中央交通株式会社の代表取締役であり、同社と当行との間には通常の金融取引があります。その他の取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 渡邉靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者の選任理由について
① 渡邉靖彦氏につきましては、地元企業の経営者として、更には、秋田商工会議所名誉会頭としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。

② 豊口祐一氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当行の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

③ 諸橋正弘氏につきましては、長年にわたり地元企業の経営者を務めた豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

① 渡邊靖彦氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって14年となります。

② 豊口祐一氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって１年となります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

社外取締役候補者の渡邉靖彦氏および豊口祐一氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は同様の契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者の諸橋正弘氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

当行と社外取締役との間の責任限定契約の概要は次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第４２５条第１項各号の定める額の合計額を限度とする。

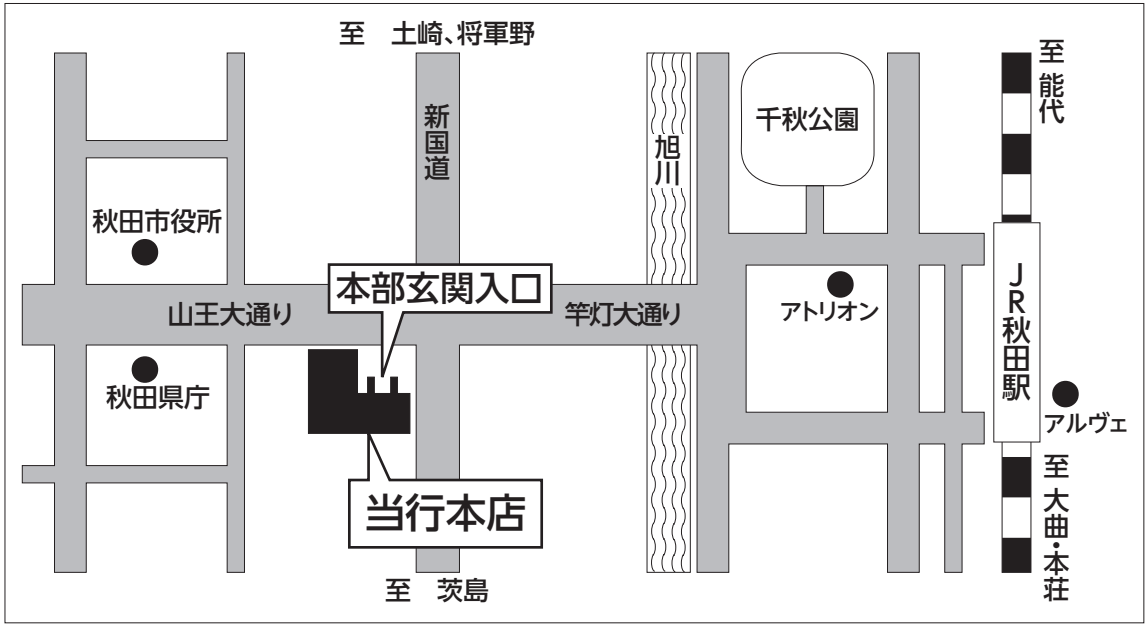
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 取締役候補者の当行における地位及び担当につきましては、14頁も併せてご覧ください。

(以　上)

株主総会会場ご案内略図

会　場　秋田市山王三丁目２番１号
　　秋田銀行本店10階大会議室
電　話（０１８）８６３－１２１２（代表）



第112期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

株主資本等変動計算書
個別注記表
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

株式会社秋田銀行

第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	14,100	6,268	20	6,288
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,100	6,268	20	6,288
当期変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の取崩				
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			46	46
自己株式の消却			△66	△66
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	△20	△20
当期末残高	14,100	6,268	―	6,268

（単位：百万円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	14,100	211	79,311	7,650	101,273	△1,921	119,741
会計方針の変更による累積的影響額				381	381		381
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,100	211	79,311	8,031	101,654	△1,921	120,123
当期変動額							
剰余金の配当				△1,114	△1,114		△1,114
固定資産圧縮積立金の取崩		△5		5			—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		10		△10			—
別途積立金の積立			4,000	△4,000			—
当期純利益				6,706	6,706		6,706
自己株式の取得						△884	△884
自己株式の処分						162	209
自己株式の消却				△1,982	△1,982	2,049	—
土地再評価差額金の取崩				34	34		34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	—	4	4,000	△362	3,642	1,328	4,950
当期末残高	14,100	215	83,311	7,669	105,297	△593	125,073

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	22,859	△612	2,926	25,173	48	144,964
会計方針の変更による累積的影響額						381
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,859	△612	2,926	25,173	48	145,345
当期変動額						
剰余金の配当						△1,114
固定資産圧縮積立金の取崩						—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加						—
別途積立金の積立						—
当期純利益						6,706
自己株式の取得						△884
自己株式の処分						209
自己株式の消却						—
土地再評価差額金の取崩						34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,900	△1,501	149	16,548	13	16,561
当期変動額合計	17,900	△1,501	149	16,548	13	21,512
当期末残高	40,759	△2,113	3,075	41,721	62	166,857

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
   有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　３年～50年
   その他　　３年～20年
（2）無形固定資産（リース資産を除く）
   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
（3）リース資産
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
   外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が684百万円、退職給付引当金が93百万円、利益剰余金が381百万円、それぞれ増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を当事業年度から適用しております。なお、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続しております。

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当行は、平成23年３月22日開催の取締役会決議に基づき、当行従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、「秋田銀行職員持株会」（以下、「持株会」）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当行が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」）を設定し、持株会信託は持株会が平成27年６月までの４年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。

その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当行株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当行は、持株会信託が当行株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当行株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が借入先銀行に対して残存債務を弁済することになります。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の信託における帳簿価額は118百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の年度末株式数は511千株、年度期間中平均株式数は824千株であり、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(4) 信託の借入金に関する事項

信託が当行株式の取得のために行った借入金の帳簿価額は62百万円であり、借用金に含めて計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額1,111百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,294百万円、延滞債権額は45,247百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は835百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,376百万円であります。

   なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,369百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

   担保に供している資産

有価証券	148,500百万円
その他資産	50百万円

   担保資産に対応する債務

預金	12,380百万円
債券貸借取引受入担保金	64,884百万円
借用金	22,600百万円

   上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券88,788百万円を差し入れております。

   また、その他の資産には、保証金は288百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、533,304百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが513,702百万円あります。

　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

　再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

　同法律第３条第３項に定める再評価の方法

　　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

　　同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　5,530百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額32,551百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額2,044百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は690百万円であります。
13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額44百万円
14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電算機付属機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 関係会社に対する金銭債権総額5,365百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額6,709百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	51百万円
役務取引等に係る収益総額	18百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	7百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	399百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	370百万円

2. 「その他の経常費用」には、不良債権を一括売却したこと等による損失165百万円を含んでおります。

3. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産及び地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地　1か所	18百万円
	遊休資産	土地建物等4か所	99
合計			118
		(うち建物	27)
		(うち土地	91)

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱秋田保証サービス	所有直接 98.0%	役員の兼任	貸付金の被保証	—	—	281,747
				保証料の支払(注)1、2	114	—	—
				被保証債務の履行による貸付金の回収	189	—	—

(注) 1　保証料については、一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。

2　保証料は、貸付金の債務者が同社に直接支払っているほか、一部のローンについては当行が支払っております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	6,800	3,027	7,698	2,129	（注）
合計	6,800	3,027	7,698	2,129	

（注）期首株式数のうち、持株会信託が保有する株式数は1,198千株であります。

増加株式数の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	3,006千株
単元未満株式の買取請求による増加	21千株

減少株式数の内訳は次のとおりであります。

自己株式の消却による減少	7,000千株
持株会信託による当行株式の売却にともなう減少	687千株
ストック・オプションの権利行使にともなう減少	9千株
単元未満株式の買増請求による減少	1千株

年度末株式数のうち、持株会信託が保有する株式数は511千株であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権の一部が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式	―	―	―
関連法人等株式	―	―	―
合計	―	―	―

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	837
関連法人等株式	―
合計	837

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	60,162	29,536	30,626
	債券	751,336	734,671	16,665
	国債	375,193	365,489	9,704
	地方債	56,685	55,088	1,597
	短期社債	—	—	—
	社債	319,457	314,093	5,363
	その他	162,835	150,785	12,049
	小計	974,335	914,993	59,342
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	655	673	△17
	債券	31,703	31,789	△85
	国債	12,961	12,999	△38
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	18,742	18,789	△47
	その他	21,693	21,880	△187
	小計	54,052	54,342	△290
合計		1,028,387	969,336	59,051

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	1,607
その他	1,164
合計	2,771

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,312	819	63
債券	212,323	753	108
国債	60,686	161	103
地方債	71,057	196	—
短期社債	—	—	—
社債	80,578	395	5
その他	24,705	2,134	—
合計	239,341	3,707	172

（金銭の信託関係）
1. 運用目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	8	8	—	—	—

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,815百万円
退職給付引当金	2,347
減価償却限度超過額	353
有価証券	1,217
その他	2,562
繰延税金資産小計	11,296
評価性引当額	△4,184
繰延税金資産合計	7,111
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	102
その他有価証券評価差額金	18,290
退職給付信託設定益	1,890
繰延税金負債合計	20,282
繰延税金負債の純額	13,171百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4％から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1％となります。この税率変更により、繰延税金負債は1,422百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,880百万円増加し、繰延ヘッジ損益は102百万円減少し、法人税等調整額は354百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は183百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額902円53銭

１株当たりの当期純利益金額36円14銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額36円09銭

なお、以上の算定にあたっては、持株会信託が保有する当行株式数を、控除する自己株式数に含めております。その年度末株式数は511千株、年度期間中平均株式数は824千株であります。

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,100	6,291	103,895	△1,921	122,367
会計方針の変更による累積的影響額			381		381
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,100	6,291	104,277	△1,921	122,748
当期変動額					
剰余金の配当			△1,114		△1,114
当期純利益			6,916		6,916
自己株式の取得				△884	△884
自己株式の処分		46		162	209
自己株式の消却		△66	△1,982	2,049	―
土地再評価差額金の取崩			34		34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	△20	3,852	1,328	5,160
当期末残高	14,100	6,271	108,129	△593	127,909

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	22,886	△612	2,926	△2,399	22,801
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,886	△612	2,926	△2,399	22,801
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,915	△1,501	149	1,337	17,901
当期変動額合計	17,915	△1,501	149	1,337	17,901
当期末残高	40,802	△2,113	3,075	△1,061	40,702

（単位：百万円）

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	48	5,571	150,788
会計方針の変更による累積的影響額			381
会計方針の変更を反映した当期首残高	48	5,571	151,169
当期変動額			
剰余金の配当			△1,114
当期純利益			6,916
自己株式の取得			△884
自己株式の処分			209
自己株式の消却			―
土地再評価差額金の取崩			34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	198	18,114
当期変動額合計	13	198	23,274
当期末残高	62	5,770	174,444

連結注記表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　５社

会社名

株式会社 秋銀ビジネスサービス
株式会社 秋田グランドリース
株式会社 秋田保証サービス
株式会社 秋田ジェーシービーカード
株式会社 秋田国際カード

なお、株式会社秋銀ビジネスサービスは、平成27年３月31日をもって解散し、現在清算手続き中であります。

② 非連結の子会社及び子法人等　１社

会社名

投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド２号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　１社

会社名

投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド２号

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日　5社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　３年～50年
その他　　３年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

（貸手側）

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が684百万円、退職給付に係る負債が93百万円、利益剰余金が381百万円、それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を当連結会計年度から適用しております。なお、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続しております。

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

（1）取引の概要

当行は、平成23年３月22日開催の取締役会決議に基づき、当行従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、「秋田銀行職員持株会」（以下、「持株会」）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当行が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」）を設定し、持株会信託は持株会が平成27年６月までの４年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。

その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当行株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当行は、持株会信託が当行株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当行株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が借入先銀行に対して残存債務を弁済することになります。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の信託における帳簿価額は118百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の当連結会計年度末株式数は511千株、当連結会計年度期中平均株式数は824千株であり、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(4) 信託の借入金に関する事項

信託が当行株式の取得のために行った借入金の帳簿価額は62百万円であり、借用金に含めて計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く。）　273百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,418百万円、延滞債権額は45,923百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は844百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,186百万円であります。

   なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,369百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

   担保に供している資産

有価証券	148,500百万円
その他資産	110百万円

   担保資産に対応する債務

預金	12,380百万円
債券貸借取引受入担保金	64,884百万円
借用金	22,640百万円

   上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券88,788百万円を差し入れております。

   また、その他資産には、保証金319百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、549,303百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが529,702百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額5,530百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額33,325百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額2,044百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は690百万円であります。
13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額44百万円
14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電算機付属機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	△24,168百万円
年金資産（時価）	20,506
連結貸借対照表計上額の純額	△3,661
退職給付に係る資産	4,333
退職給付に係る負債	△7,995

(連結損益計算書関係)

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却72百万円、株式等償却117百万円及び不良債権を一括売却したこと等による損失233百万円を含んでおります。

2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産及び地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地　1か所	18百万円
	遊休資産	土地建物等4か所	99
合　計			118
		(うち建物	27)
		(うち土地	91)

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、連結される子会社及び子法人等は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	193,936	—	7,000	186,936	
合計	193,936	—	7,000	186,936	
自己株式					
普通株式	6,800	3,027	7,698	2,129	(注)
合計	6,800	3,027	7,698	2,129	

(注) 期首株式数のうち、持株会信託が保有する株式数は1,198千株であります。
増加株式数の内訳は次のとおりであります。
取締役会決議による自己株式の取得による増加　3,006千株
単元未満株式の買取請求による増加　21千株
減少株式数の内訳は次のとおりであります。
自己株式の消却による減少　7,000千株
持株会信託による当行株式の売却にともなう減少　687千株
ストック・オプションの権利行使にともなう減少　9千株
単元未満株式の買増請求による減少　1千株
期末株式数のうち、持株会信託が保有する株式数は511千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					62	

3. 配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	561百万円	3.00円	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月10日取締役会	普通株式	553百万円	3.00円	平成26年９月30日	平成26年12月10日
合計		1,114百万円			

（注）平成26年６月27日開催の定時株主総会及び平成26年11月10日開催の取締役会において決議した配当金の総額には、持株会信託に対する配当金３百万円及び２百万円をそれぞれ含めておりません。これは、持株会信託が保有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	554百万円	利益剰余金	3.00円	平成27年３月31日	平成27年６月29日

（注）配当金の総額には、持株会信託に対する配当金１百万円を含めておりません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。これらの事業を行うために、主に預金により資金調達し、主に貸出金及び有価証券により資金運用を行っております。銀行経営の健全性と適切性を確保するため、過度な収益追求やリスク回避に陥ることのないよう、資金運用及び資金調達については、収益とリスクのバランスをはかりながら適切なリスク管理を行っております。また、発生するリスクを回避するためにデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。

貸出金は、取引先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消滅して損失を被る、いわゆる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、利息配当金収入等により利益を得る目的及び業務提携等の政策目的で保有しているほか、一部の連結子会社では満期保有目的で債券を保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクのほか、金利、市場価格、為替相場などの変動により保有資産の価値が変動し損失を被る、いわゆる市場リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として預金であります。預金は、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることがあるため、市場環境の変化等の影響で、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被る、いわゆる流動性リスクに晒されております。

当行が行っているデリバティブ取引は、金利スワップ取引、為替予約取引及び通貨オプション取引等であります。金利スワップ取引については、オンバランス取引の金利リスクのヘッジを目的としております。為替予約取引及び通貨オプション取引については、外貨建てオンバランス取引の為替リスクをヘッジすることを目的としております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「会計処理基準に関する事項」の「(14) 重要なヘッジ会計の方法」を参照願います。

なお、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利リスクや為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行では、銀行経営の健全性と適切性を確保するため、直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク等）ごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と、比較・対照する自己管理型のリスク管理である「統合的リスク管理」を実施しており、金融商品に係るリスク管理もその範囲において体制を整備しております。「統合的リスク管理」では、年度ごとに自己資本の範囲内で各部門及びリスクカテゴリーごとに資本配賦を行い、ＶａＲなどの手法で計量化したリスク量と配賦資本の状況をモニタリングし、経営の健全性と自己資本の十分性を検証しているほか、定期的に取締役会等に報告を行い、状況に応じて適切にリスク量を制御しております。また、リスク量の制御に当たっては、経営の効率化と収益性の向上をはかっていくため、リスク・リターンを適正に評価するなど、収益性・効率性を考慮した管理に取り組んでおります。

① 信用リスクの管理

当行では、融資の基本方針や審査基準の概念を定めた「クレジット・ポリシー」、その具体的な内容等を定めた「信用リスク管理基準」のもと、特定業種、特定グループ等への集中排除や、連結子会社、政策投資等にかかる管理方針を定め、リスク管理の適正化をはかっております。また、事業融資先に対して信用格付制度を導入しており、これに基づいて信用リスクを定量化しているほか、融資プライシングの改善を進めております。さらに、信用リスクの大部分を占める貸出金については、審査管理部門と営業推進部門を分離し、営業推進部門の影響を受けない審査管理体制としており、審査・管理回収に特化した体制で資産の健全性の維持、向上に努めております。

② 市場リスクの管理

当行では、銀行全体の資産、負債等にかかる金利リスク量や市場関連取引にかかる金利・為替・株価についてのリスク量を定期的に「ＡＬＭ委員会」に報告する体制を敷き、管理体制の強化をはかっております。また、市場関連取引については、あらかじめ策定した年度の資金予算や統合的リスク管理で定められた配賦資本の範囲内で、効率的な資金運用、リスク・リターンの最適バランスをはかるよう努めているほか、運用部門（フロント業務)、事務部門（バック業務)、管理部門（ミドル業務）に分離し、相互牽制機能を働かせ、万が一の事務ミス、不正取引等の操作を防止する体制としております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクに対して、資金の運用残高・調達残高の予想、検証の精度を高めて資金ポジションの適切な管理を行うとともに、資金繰りに影響をおよぼす金融市場の情勢、その他社会情勢の把握・分析を行って流動性リスクの回避に努めております。さらに資金繰りの管理については、平常時・懸念時・危機時と状況に応じた管理体制に基づき、各々の局面において速やかに対応できる体制としております。

④ デリバティブ取引に係るリスク管理

金利スワップ取引については、ヘッジ取引の必要性等、ＡＬＭ委員会において十分に検討し、運用しております。

為替予約取引及び通貨オプション取引については、個別取引による管理のほか、オンバランス・オフバランスを合わせた当行全体の総合持高を把握し、管理しております。

⑤ 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」中のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「譲渡性預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、ＶａＲにより経済的価値の増減額を算定し、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。

ＶａＲによる当該影響額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を区分し、期間ごとの金利変動幅を用いたうえで、分散共分散法（保有期間40日、信頼区間99％、観測期間５年）により行っております。平成27年３月31日現在で当行グループ全体における金利リスク量（経済的価値の減少額の推計値）は2,384百万円であります。

なお、ＶａＲ算定における要求払預金の金利期日につきましては、内部モデルにより実質的な期日を推計したうえで所定の期間に振分けを行っております。

また、当行グループでは、市場価格のある金融商品に関して、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により金利リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での金利リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	233,046	233,046	―
(2) コールローン及び買入手形	30,406	30,406	―
(3) 買入金銭債権	8,032	8,032	―
(4) 有価証券（＊1）			
満期保有目的の債券	596	628	31
その他有価証券	1,024,069	1,024,069	―
(5) 貸出金	1,545,393		
貸倒引当金（＊1）	△16,459		
	1,528,934	1,556,414	27,480
資産計	2,825,085	2,852,597	27,512
(1) 預金	2,436,793	2,437,156	363
(2) 譲渡性預金	117,324	117,339	15
(3) コールマネー及び売渡手形	16,703	16,703	―
(4) 債券貸借取引受入担保金	64,884	64,884	―
(5) 借用金	26,198	26,198	―
負債計	2,661,903	2,662,282	378
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(42)	(42)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,649)	(4,649)	―
デリバティブ取引計	(4,692)	(4,692)	―

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が１年以内と短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（概ね３か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、長期の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。長期の信託受益権以外については、約定期間が短期間（概ね３か月以内）であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、内部格付別、期間別に区分し、信用リスク相当額控除後の将来キャッシュ･フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻懸念先に対する私募債については、帳簿価額から個別貸倒引当金相当額を控除した後の価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類別、内部格付別、期間別に区分し、信用リスク相当額控除後のキャッシュ・フローを期間別の市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。

ただし、上記に関わらず、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、商品別、期間別に区分し、将来のキャッシュ･フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いて割り引いて現在価値を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（概ね３か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（概ね３か月以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものは、連結貸借対照表計上額及び時価に重要性がないため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（４）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	1,715
組合出資金（＊３）	1,125
その他（＊４）	38
合　計	2,880

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（＊４）その他は、非上場の外国株式等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	198,416	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	30,406	—	—	—	—	—
買入金銭債権	3,424	—	2,360	—	—	2,247
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	596	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	107,143	254,531	223,566	176,749	124,679	47,276
貸出金（*）	144,231	172,544	218,478	156,359	244,424	411,265
合　計	483,622	427,076	444,405	333,705	369,104	460,789

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない45,831百万円、期間の定めのないもの152,258百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（*）	2,274,768	41,735	10,566	—	—	—
譲渡性預金	117,324	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	16,703	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	64,884	—	—	—	—	—
借用金	23,877	1,591	721	7	—	—
合　計	2,497,557	43,326	11,287	7	—	—

（*）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。なお、積立定期預金109,723百万円は含めておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	596	628	31
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	596	628	31
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		596	628	31

3. その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	60,162	29,536	30,626
	債券	751,336	734,671	16,665
	国債	375,193	365,489	9,704
	地方債	56,685	55,088	1,597
	短期社債	—	—	—
	社債	319,457	314,093	5,363
	その他	163,126	150,826	12,299
	小計	974,626	915,033	59,592
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	655	673	△17
	債券	31,703	31,789	△85
	国債	12,961	12,999	△38
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	18,742	18,789	△47
	その他	21,693	21,880	△187
	小計	54,052	54,342	△290
合計		1,028,678	969,376	59,301

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,312	819	63
債券	212,323	753	108
国債	60,686	161	103
地方債	71,057	196	—
短期社債	—	—	—
社債	80,578	395	5
その他	24,705	2,134	—
合計	239,341	3,707	172

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）
   該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）
   該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	8	8	—	—	—

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1％となります。この税率変更により、繰延税金資産は10百万円減少し、繰延税金負債は1,425百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,885百万円増加し、繰延ヘッジ損益は102百万円減少し、法人税等調整額は367百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は183百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額912円36銭

１株当たりの当期純利益金額37円27銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額37円22銭

なお、以上の算定にあたっては、持株会信託が保有する当行株式数を、控除する自己株式数に含めております。その当連結会計年度末株式数は511千株、当連結会計年度期中平均株式数は824千株であります。

（ストック・オプション等関係）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　15百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役 ９名	当行常勤取締役 10名	当行常勤取締役 ９名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 42,200株	普通株式 52,300株	普通株式 68,500株
付与日	平成21年７月31日	平成22年７月30日	平成23年７月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成21年８月１日から平成51年７月31日まで	平成22年７月31日から平成52年７月30日まで	平成23年７月30日から平成53年７月29日まで

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役 8名	当行常勤取締役 9名	当行常勤取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 65,600株	普通株式 71,600株	普通株式 57,100株
付与日	平成24年７月31日	平成25年７月31日	平成26年７月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成24年８月１日から平成54年７月31日まで	平成25年８月１日から平成55年７月31日まで	平成26年８月１日から平成56年７月31日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック･オプションの規模及びその変動状況

① ストック･オプションの数

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
権利確定前						
前連結会計年度末	17,300株	24,900株	40,800株	46,600株	71,600株	―
付与	―	―	―	―	―	57,100株
失効	―	―	―	―	―	―
権利確定	―	―	―	4,700株	4,700株	―
未確定残	17,300株	24,900株	40,800株	41,900株	66,900株	57,100株
権利確定後						
前連結会計年度末	―	―	―	―	―	―
権利確定	―	―	―	4,700株	4,700株	―
権利行使	―	―	―	4,700株	4,700株	―
失効	―	―	―	―	―	―
未行使残	―	―	―	―	―	―

② 単価情報

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使時平均株価	―	―	―	1株当たり273円	1株当たり273円
付与日における公正な評価単価	1株当たり334円	1株当たり268円	1株当たり222円	1株当たり209円	1株当たり244円

	平成26年ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり1円
行使時平均株価	―
付与日における公正な評価単価	1株当たり277円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　配当修正型ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成26年ストック・オプション
株価変動性　　(注) 1	31.4%
予想残存期間　　(注) 2	2.4年
予想配当率　　(注) 3	2.05%
無リスク利子率　　(注) 4	0.08%

(注) 1　予想残存期間に対応する過去期間（平成24年2月27日から平成26年7月21日まで）の株価実績
2　取締役の地位喪失までの予想平均
3　直近年間配当額6円／割当日株価
4　予想残存期間に対応する分離元本国債のスポットレート（日本証券業協会発表）を線形補間

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。